

令和8年度 海岸公園馬術場 ケータリングカー出店者募集要項

【募集目的】 馬術場周辺には飲食店が少なく、利用者へのサービス向上及び園内の賑わいづくりを目的とする

【出店期間】 令和8年4月1日(水曜日)～令和8年9月30日(水曜日)※定休日(火曜日)その他閉園日は除く

【出店営業時間】 午前10時から午後17時頃まで。

【出店内容】 飲食物(飲料のみは不可)

※期間中、1日につき1事業者まで。

※出店できる日を申請してください。日にちが被った際は先着順。

※食品衛生上、食材等の取扱いは、必ず若林区衛生課の指示・指導に従ってください。

【出店場所】 海岸公園馬術場内指定場所

【出店料】 ・行為許可使用料・・・従事者1人1日につき500円。
※支払いは窓口で開始前に現金でお支払いください。

【応募要件】 下記のすべてを満たすことを応募の要件とする。

- ・応募要件の内容・ルールを遵守できること。
- ・当園ルールや来園者(他業者含む)への配慮のうえで営業を行えること。
(遵守できない場合は、当日または次回以降の出店をお断りする場合があります)
- ・事業の許可、登録その他必要な資格を有していること。
- ・飲食物のみの販売であること(グッズ等の飲食物以外は不可)
- ・ゴミ箱は利用者がわかりやすい場所に設置し、回収したごみは出店者が責任をもって処分すること。
- ・指定場所以外での物品設置・販売、過剰な呼び込みを控えること。
- ・使用する水道、電気、ガス等を準備できること。
- ・事業所所在の市町村税の滞納がないこと。
- ・暴力団関係者など、反社会的勢力に関わっていないこと。
- ・取り扱い予定の品目と予定価格は、出店申込書にあらかじめ全て記入すること。
- ・事前に届け出た内容以外に、飲食物の販売等を行わないこと。
- ・開園中は途中で閉店しないこと(天候不良による閉店は、事前に相談すること)。
- ・災害やトラブル等により閉園する状況となった場合、当園からの指示に従うこと。

【申込方法】 以下の書類①～③一式を下記宛先まで郵送、または直接持参のいずれかでお申込みください。

- ① 営業許可書(写)
- ② 都市公園内行為許可申請書
- ③ 事業所所在の市町村税の滞納がないことの証明書

〒984-0842 仙台市若林区井土字沼向1

海岸公園馬術場 指定管理者 株式会社乗馬クラブクレイン